

令和 7 年第 6 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 2 6 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年第 6 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 2 4 分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 5 階 5 0 2 会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 7 年第 6 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和7年第6回朝霞市農業委員会総会

令和7年5月26日（月）

午後3時00分から

午後3時24分まで

朝霞市役所 別館5階 502会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

5番 須田 哲也 委員 7番 浅川 明彦 委員

3 提出議案

議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

（1）報告第5号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（１８人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（２人）

委	員	石原	実
委	員	抜井	嘉市

事務局

事	務	局	局	次	長	佐藤	たかみ
事	務	局	専	門	員	村山	雅一
事	務	局	主		任	根古谷	哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・佐藤事務局次長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第6回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第6回農業委員会総会にご出席くださいます。ありがとうございます。私事ではありますが、昨日埼玉県で65年ぶりに全国植樹祭が行われまして、県の方からの要請で事務局長と二人で早朝から夕方7時頃まで、秩父の方に行っておりました。関越道の花園インターを下りたら、天皇陛下が来られるということで、沿道にはものすごいパトカー、白バイ、警官が警備されておりました。また会場の秩父ミューズパークというところだったんですけど、大型バスが300台ほど全国からきておりまして、観光バス業界はバスはあるけど運転手がいらないということをお話を聞いておりましたが、いるところにはいるんだなと。午後からは暑くなりまして、その中で天皇陛下も記念樹を植えられておりました。はるか遠くで見えておりましたが、私どももずいぶんかけ離れた山の中で記念樹を1本だけ植えさせてもらいましたので、何年か経ったら行ってみたいなと思っております。

それでは、本日も提出議案が3議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成

はじめに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第１９号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

○根古谷主任

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認に
ついて

番号 1

大字田島字■■■■■■、田、畑、1, 000平方メートル

大字田島字■■■■■■、田、畑、1, 000平方メートル

大字田島字■■■■■■■■、田、畑、700平方メートル

讓受人

[illegible]

讓渡人

[illegible]

讓受理由、經營規模擴大、讓渡理由、經營規模縮小

讓受人耕作面積、 7, 3 0 0 平方メートル

耕作者数 2 人

調査説明委員 渡邊 忠 委員

番号 2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字田島字■■■■■■、田、畑、439平方メートル

大字田島字■■■■■■、田、畑、60平方メートル

年間１５０日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約７３アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではニンジンの栽培を行う予定とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、１．９キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、３ページをご覧ください。花の木交差点から北西の一方通行に向かい、約１１０メートル進んだら左折し、１００メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第１９号１番につきまして、何かご質問がございますか。

（ なし、の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第１９号１番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第１９号２番につきまして、高野 正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野 正芳委員

農地法第３条の規定による許可申請の調査は５月１６日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第３条第２項各号に、農地の権利移動の制限が定められ

ており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後に行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、年間150日以上農業に従事しているとのことです。

また、参考として、譲受人の世帯は約38アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではハウレンソウの栽培を行う予定とのことであり、1年目に緑肥で土作りを行い、2年目以降に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、2.4キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、4ページをご覧ください。花の木交差点を県道沿いに北に向かい、100メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第19号2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第19号2番につきましては、許可とすること

に決しました。

次に、議案第２０号「農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは6ページをご覧ください。

議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和7年5月26日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字浜崎字■■■■■、田、畑、1,000平方メートル

借受人

[illegible]

貸出人

■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■

転用目的、駐車場、農地区分、2種

調査説明委員、橋本 広明委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第 20 号につきまして、橋本 広明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○橋本委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は5月14日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は宅地化の状況や事業の用に供する施設等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるため、

農地区分は第2種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可日から2か月で行い、権利事由は許可日から50年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は居宅介護支援や訪問介護等の事業を行っている法人であり、現在、本町1丁目で営業している事業所の拠点を申請地付近に移す計画が持ち上がったことから、従業員や客用の駐車場を探す必要が生じ、市街化区域や第3種農地で探したものの見つからず、代理人に相談したところ、高齢で農地の管理をすることが難しくなっていた譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことでした。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣接地に農地がないうえに、ブロックを積んで土留めをするとのことから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、7ページをご覧ください。産業文化センター駐車場の南東で接する土地、東上線との間の土地が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第20号につきまして、何かご質問がございますか。

小寺委員。

○小寺委員

ここは調整区域だと思うんですが、個人の駐車場などは設置しても良いのです

か。

○根古谷主任

条件にもよりますが、資材置場や駐車場ですと、県に事前確認してもらいます。内容から一時転用か恒久転用、長期間で問題ないかというのを確認してもらって、その上で理屈が通っていれば許可という形になりますが、この総会で諮ってその上で許可相当と認められた場合に県に意見を附して提出し、その後に県で審査をするという流れになります。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第20号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは9ページをご覧ください。

議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和7年5月26日提出

番号1

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第21号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第21号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第5号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、6月25日(水)午後3時からです。場所は、コミュニティセンター1階集会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第6回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

5 番 須田 哲也 委員

7 番 浅川 明彦 委員

令和 7 年 6 月 2 5 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員